

流山市広告物条例施行規則

平成31年3月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市広告物条例（平成30年流山市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める地域の区分ごとの制限の内容は、別表第1のとおりとする。

(表示又は設置の許可申請等)

第3条 条例第11条第1項第1号の規定により屋外広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、流山市屋外広告物等表示（設置）許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物等を表示し、又は設置する箇所及びその付近の状況を表す2,500分の1程度に縮尺した付近見取図
- (2) 屋外広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す仕様書及び図面
- (3) 屋外広告物等の意匠及び色彩並びにその表示又は設置の方法を示す図面(着色されているものに限る。)
- (4) 屋外広告物等の表示又は設置について、他の所有者若しくは管理者の同意があったことを証する書類又はその写し(表示又は設置について、他の所有者又は管理者の同意が必要な場合に限る。)

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、これを許可するときは、流山市屋外広告物等表示（設置）許可書（別記第2号様式）により、許可しないときは流山市屋外広告物等表示（設置）不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更又は改造の許可申請等)

第4条 条例第11条第1項第2号の規定により屋外広告物等の変更又は改造の許可を受けようとする者は、当該変更又は改造に係る前条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添えて、流山市屋外広告物等変更（改造）許可申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、これを許可するとき

は流山市屋外広告物等変更（改造）許可書（別記第5号様式）により、許可しないときは流山市屋外広告物等変更（改造）不許可通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更又は改造）

第5条 条例第11条第1項第2号及び条例第14条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、屋外広告物等の補強又は主たる表示内容以外の表示内容の変更とする。

（屋外広告物等の行為の完了届）

第6条 条例第11条第1項第1号又は第2号の規定により許可を受けた者は、当該行為を完了したときは、遅滞なく流山市広告物等表示・設置等完了届（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を市長に届け出るものとする。

- （1） 屋外広告物等の写真（天然色写真で撮影年月日を表示したもの）
- （2） 写真の撮影方向を示した見取図

（更新許可の申請等）

第7条 条例第11条第1項第3号の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間満了の日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類を添えて、流山市屋外広告物等更新許可申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1） 屋外広告物等の写真（申請の日前1か月以内に撮影した天然色写真で撮影年月日を表示したもの）
- （2） 第3条第1項第4号に規定する書類
- （3） 申請の日前2か月以内に実施した安全点検にかかる流山市屋外広告物等安全点検票（別記第9号様式）（条例第18条の規則で定める規模以上の屋外広告物等について申請する場合に限る。）
- （4） 他の法令に基づく許可、確認等があったことを証する書類又はその写し（他の法令に基づく許可、確認等が必要な場合に限る。）

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、これを許可するときは流山市屋外広告物等表示（設置）許可書により、許可しないときは流山市屋外広告物等表示（設置）不許可通知書により申請者に通知するものとする。

（許可の有効期間）

第8条 条例第12条第2項の規定により許可の有効期間を定める場合は、別表第2に定める基準によるものとする。

(適用除外の屋外広告物等)

第9条 条例第13条第1項第8号の規則で定める屋外広告物等は、地域の歴史的な風景、文化又は建築物を描写した絵画及び行灯等で周囲と調和したものとする。

2 条例第13条第1項第9号オの規則で定める屋外広告物等は、同号オに規定する団体が設置する掲示板に表示する屋外広告物とする。

3 条例第13条第1項第11号ウの規則で定める屋外広告物等は、次の各号に掲げる屋外広告物等とする。

(1) 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需要者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する屋外広告物等で、別表第3第7項に定める基準に適合するもの

(2) 絵画その他の具象的な図柄を表示する屋外広告物で、営利を目的としないもの
(適用除外の屋外広告物等の基準)

第10条 条例第13条第1項第9号及び第11号イ並びに同条第2項第2号及び第3号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

(許可の表示)

第11条 条例第15条の規定による許可を受けた旨の表示は、流山市屋外広告物等許可証(別記第10号様式)を屋外広告物等又は屋外広告物等を表示し、若しくは設置する土地、建築物、工作物等の見やすい箇所に貼り付けることにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、貼り紙、ポスターその他これらに類するものにあつては、許可印(別記第11号様式)を当該屋外広告物等の見やすい箇所に押印したものをもって、前項の許可を受けた旨の表示をするものとする。

(大規模な屋外広告物等の規模)

第12条 条例第18条第1項の規則で定める規模は、屋外広告物等の高さが4メートル又は1面当たりの表示面積が10平方メートルとする。

(大規模な屋外広告物等を管理する者)

第13条 条例第18条第1項第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第3項に規定する特種電気工事資格者(電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条の2第1項

第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。)

(屋外広告物等の除去届)

第14条 条例第19条第2項の規定による届出は、流山市屋外広告物等除却届(別記第12号様式)を提出して行わなければならない。

(措置命令等)

第15条 条例第20条第1項及び同条第2項の規定による命令は、流山市屋外広告物等命令書(別記第13号様式)により、同条第5項の規定による指導は、流山市屋外広告物等指導書(別記第14号様式)により行うものとする。

(保管等の状況に関する書類及び整備方法)

第16条 市長は、条例第22条第2項に規定する保管等の状況に関する書類として、同条第1項の規定による公示の写しを広告物を所管する課の事務所に備え付けておかなければならない。

(売却の手続)

第17条 条例第24条第2項に規定する屋外広告物等の売却の手続は、流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)第10章の例による。

(受領書)

第18条 条例第26条に規定する受領書の様式は、別記第15号様式とする。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第27条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第16号様式)とする。

(届出の様式)

第20条 条例第29条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定による届出は、流山市屋外広告物等管理者(表示者・設置者)設置(変更・廃止)届(別記第17号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第29条第5項の規定による届出は、流山市屋外広告物等滅失届(別記第18号様式)を提出して行わなければならない。

(特定屋内広告物の表示の制限)

第21条 条例第31条第1項の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

2 条例第31条第2項の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。

3 条例第31条第3項第9号の規則で定める範囲は、開口部に設けられた窓ガラス、ガ

ラス扉その他これらに類するものの内側の面から2メートル以内の範囲とする。

(特定屋内広告物の表示の届出)

第22条 条例第32条第1項の規則で定める規模は、特定屋内広告物の1壁面当たりの総表示面積が3平方メートルとする。

2 条例第32条第1項の規定による特定屋内広告物に係る届出は、次の各号に掲げる書類を添えて、流山市特定屋内広告物表示(変更)届(別記第19号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第5号に掲げる書類

(2) 形状、寸法、意匠及び色彩を示す図面(着色されているものに限る。)

(適合通知)

第23条 市長は、条例第32条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が条例第31条第1項又は第2項の規則で定める基準に適合すると認めるときは、流山市特定屋内広告物表示(変更)適合通知書(別記第20号様式)により、当該届出を行った者にその旨を通知するものとする。

(特定屋内広告物の行為の完了届)

第24条 条例第32条第1項の規定により届出をした者は、当該行為を完了したときは、遅滞なく流山市広告物等表示・設置等完了届に次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を市長に届け出るものとする。

(1) 特定屋内広告物の写真(天然色写真で撮影年月日を表示したもの)

(2) 写真の撮影方向を示した見取図

(勧告等)

第25条 条例第33条第1項の規定による助言又は指導は、流山市特定屋内広告物助言(指導)書(別記第21号様式)により、同条第2項の規定による勧告は、流山市特定屋内広告物勧告書(別記第22号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条から第25条までの規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第5項の規定により許可又は不許可の処分をする場合においては、必要に応

じて別記第2号様式、別記第3号様式、別記第5号様式又は別記第6号様式を修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月12日規則第46号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の流山市広告物条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に流山市広告物条例（平成3年流山市条例第39号）第11条第1項第1号及び第2号の規定による許可の申請を行った者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

地域の区分ごとの屋外広告物等の表示・設置基準

1 全ての屋外広告物等に共通する基準

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
屋外広告物等の地色	黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
1敷地当たりの屋外広告物の総表示面積	15平方メートル以下とすること。ただし、条例第8条第2項第2号オに規定する博物館及び病院にあっては50平方メートル以下、流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーン（以下「景観創出ゾー	30平方メートル以下とすること。ただし、条例第8条第2項第2号オに規定する博物館及び病院にあっては50平方メートル以下と	—		

	ン」という。)にあっては100平方メートル以下とすること。				
表示面積の2分の1以上の部分の彩度(JIS規格Z8721に定める彩度をいう。以下同じ。)	6以下とすること。	10以下とすること。	8以下とすること。	6以下とすること。	10以下とすること。
電光掲示板、液晶等による屋外広告物の表示面積	設置しないこと。	1平方メートル以下とし、高さは1.5メートル以下とすること。			—
屋外広告物を照らす照明	(1) 照明の光源色には、白色系(注1)を用いないこと。 (2) 照明は、点滅させないこと。	—	(1) 照明の光源色には、白色系を用いないこと。 (2) 照明は、点滅させないこと。	—	—

2 個別基準(建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等)

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
共通	次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等であるこ				—

		と。 (1) 条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等 (2) 道標(注2)又は案内図板 (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等			
建築物の壁面に表示し、又は設置するものの	総表示面積	1壁面につきその壁面面積(開口部を除く。)の10分の1以下で、かつ、5平方メートル(軒の高さが7メートルを超える建築物にあっては、10平方メートル(景観創出ゾーンにあっては25平方メートル))以下とすること。	1壁面につきその壁面面積(開口部を含む。)の5分の1以下で、かつ、5平方メートル(軒の高さが7メートルを超える建築物にあっては、10平方メートル)以下とすること。	1壁面につきその壁面面積(開口部を除く。)の10分の1以下とすること。	1壁面につきその壁面面積(開口部を含む。)の5分の1以下とすること。
	開口部への設置	開口部には設置しないこと。			
	突出幅	壁面の端から突き出さないこと。			
建築物の壁面積(注3)	1表示面積	3平方メートル以下とすること。	—		

から突き出すもの	地盤面からの高さ	軒の高さ以下で、かつ、7メートル以下とすること。	軒の高さ以下とすること。	軒の高さ以下で、かつ、10メートル以下とすること。ただし、下端の高さは2.5メートル以上とすること。	軒の高さ以下で、かつ、7メートル以下とすること。ただし、下端の高さは2.5メートル以上とすること。	軒の高さ以下とすること。
	突出幅	壁面から1メートル以下とし、かつ、道路等にはみ出さないこと。				
	表示個数	建築物1棟につき1個まで	建築物1棟につき1個までとすること。ただし、道路につき2面以上接している場合は、それぞれの面に対し1個までとすること。			
建築物の屋上に表示し、又は設置するもの	1表示面積	設置しないこと。	屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下で、かつ、5平方メートル以下とすること。	設置しないこと。		屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下とすること。
	地盤面からの高さ		軒の高さの3分の4以下とすること。			軒の高さの3分の5以下とすること。ただし、軒の高さの3分の5の高さが地上

						から10メートルに満たない場合にあっては、地上から10メートルまでとすること。
	突出幅		壁面から突き出さないこと。			壁面から突き出さないこと。
建築物から独立した	1表示面積	3平方メートル以下とすること。	—	—	—	30平方メートル以下とすること。
屋外広告物等	総表示面積	1個当たりの総表示面積は、6平方メートル以下とすること。ただし、景観創出ゾーンにあっては、1平方メートル以下の駐車場等への誘導表示については、総表示面積に算入しない。	—	15平方メートル以下とすること。ただし、1平方メートル以下の駐車場等への誘導表示については、総表示面積に算入しない。	10平方メートル以下とすること。ただし、1平方メートル以下の駐車場等への誘導表示については、総表示面積に算入しない。	—
	上端の高さ	建築物の高さ以下、かつ、	7メートル以下とするこ	建築物の高さ以下、かつ、	建築物の高さ以下、かつ、	10メートル以下とするこ

		7メートル以下とすること。	と。	10メートル以下とすること。	7メートル以下とすること。	と。
表示個数	(1) 1敷地当たり1個までとすること。ただし、敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個まで、かつ、最大3個までとすること。 (2) 景観創出ゾーンにあっては、駐車場等への誘導表示については、(1)に加え、敷地の出入口1箇所当たり2個まで表示し、又は設置することができる。	1敷地当たり3個までとすること。		(1) 1敷地当たり1個までとすること。ただし、敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個までとすること。 (2) 駐車場等への誘導表示については、(1)に加え、1敷地当たり1個まで表示し、又は設置することができる。ただし、敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個まで表示し、又は設置することができる。		—

3 個別基準（アーチ）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1表示面積	設置しないこと。		15平方メートル以下とすること。		
総表示面積			30平方メートル以下とすること。		
設置形態等の制限			国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。		

4 個別基準（電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
共通	道標に限る。		—		
袖付広告	大きさ	縦1.25メートル以下とすること。 横0.45メートル以下とすること。			
	突出幅	電柱等から1メートル以下とすること。			
	表示個数	1個までとすること。			
塗装広告又は巻立広告	大きさ	縦1.8メートル以下とすること。 横0.5メートル以下とすること。			
	下端の高さ	地上から1.3メートル以上とすること。			
	柱一本当たりの表示面の数	2面以下とすること。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示しないこと。			
消火栓標識利用広告	大きさ	1面当たりの表示面積0.32平方メートル以下とすること。			
	突出幅	支柱から0.8メートル以下とすること。			
	柱一本当たりの表示面の数	2面以下とすること。			

表示個数	1個までとすること。
------	------------

5 個別基準（その他の屋外広告物等）

区分		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
アドバルーン	気球の直径	設置しないこと。		3メートル以下とすること。		
	広告幕の幅			1.5メートル以下とすること。		
	広告幕の長さ			15メートル以下とすること。		
	地表面に対する傾斜角度			45度以上とすること。		
幕、旗 又はのぼり	大きさ	設置しないこと。		幅が1.5メートル以下、長さが15メートル以下（旗、のぼり及び横断幕にあっては、幅が1.2メートル以下、長さが10メートル以下）とすること。		
	設置位置			非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部に限る。）を塞いで表示し、又は設置せず、かつ、道路にはみ出さないこと。		
立看板等	大きさ	設置しないこと。		1表示面積は2平方メートル以下とすること。		
貼り紙及び貼り札等	大きさ	設置しないこと。		容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけることとし、表示面積は、貼り紙にあっては1平方メートル以下、貼り札にあっては0.5平方メートル以		

		下とすること。
鉄道車 両及び 自動車 を利用 する屋 外広告 物	鉄道車両 又は自動 車登録規 則（昭和 45年運 輸省令第 7号）別 表第2に 掲げる人 の運送の 用に供す る乗車定 員11人 以上の普 通自動車 を利用す る屋外広 告物等	<p>(1) 1車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の10分の3以下とすること。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。</p> <p>(2) 前部又は窓その他のガラス部分には表示しないこと。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。</p>
	自動車 （自動車 登録規則 別表第2 に掲げる 人の運送 の用に供 する乗車 定員11 人以上の	<p>(1) 1側面における総表示面積が1.8平方メートル以下で、かつ、後面における総表示面積が0.6平方メートル以下とすること。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。</p> <p>(2) 前部又は上部には表示しないこと。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。</p>

普通自動車及び広告宣伝自動車を除く。)を利用する屋外広告物等	
--------------------------------	--

注

- 1 「白色系」とは、光源の色温度が、おおむね4,000ケルビンから7,000ケルビン程度のものをいう。
- 2 「道標」とは、公衆の利便性を図るため、施設又はその他の場所への誘導を目的として、道路及びその沿線において、主たる表示内容が、施設又は場所の名称（商標等を含む。）及び方向又は距離を表示するものをいう。ただし、主たる表示内容が誘導を目的としないものは、この限りでない。
- 3 「1表示面積」とは、屋外広告物等の1面当たりの表示面積をいう。なお、屋外広告物等が円筒型、球形又はその表示面の数が5以上の場合並びに屋外広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。

別表第2（第8条関係）

屋外広告物等の表示又は設置許可の有効期間に関する基準

屋外広告物等の種類	許可の有効期間の基準
建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等	3年以内であること。
アーチ	3年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物	1年以内であること。
アドバルーン	1月以内であること。
幕、旗又はのぼり	1月以内であること。
立看板等	木枠に紙張り若しくは布張りをし、又は1月以内であること。

	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	
	その他の立看板	1年以内であること。
貼り紙		1月以内であること。
貼り札等	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内であること。
	その他の貼り札	1年以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内であること。

別表第3（第10条関係）

表示又は設置の許可を要しない屋外広告物等の基準

1 全ての屋外広告物等に共通の基準

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
屋外広告物等の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
安全の確保	信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。				
屋外広告物等の意匠	表示、設置する建築物等のデザインと一体感を持たせ、地色を壁面と同系色とすること。また、表示、設置する建築物等や周辺環境と調和したデザインとすること。				
表示面積の2分	周辺環境や建築物等と調和していること。				

の1以上の部分 の彩度				
電光掲示板、液晶 等による屋外広 告物の表示面積	設置しないこ と。	1平方メートル以下とし、高さは1.5メートル以下と すること。		
屋外広告物を照 らす照明	(1) 照明の 光源色に は、白色系 を用いない こと。 (2) 照明 は、点滅さ せないこ と。	—	(1) 照明の光源色には、 白色系を用いないこと。 (2) 照明は、点滅させな いこと。	—

2 個別基準（条例第13条第1項第9号アに掲げる屋外広告物等）

区分		第1種規制地 域	第2種規制地 域	第3種規制地 域	第4種規制地 域	第5種規制地 域
土地を 管理す るため のもの	数	5,000平方メートルに つき1個までとすること。		3,000平方メートルにつき1個まで とすること。		
	表示面積	1個当たり2平方メートル 以内とすること。		1個当たり3平方メートル以内とす ること。		
物件を 管理す るため のもの	数	1物件当たり1個までとすること。ただし、敷地が道路に2面以上接 している場合は、それぞれの面に対し、1個までとすること。				
	表示面積	1個当たり1平方メートル以内とすること。				

3 個別基準（条例第13条第1項第9号イに掲げる屋外広告物）

区分		第1種規制地 域	第2種規制地 域	第3種規制地 域	第4種規制地 域	第5種規制地 域
表示で	表示面の	2面以内とすること。				

きる面数	投影面積が2平方メートル以下のもの	
	表示面の投影面積が2平方メートルを超えるもの	2面以内とすること。
1表示面積	表示面の投影面積が2平方メートル以下のもの	表示面の投影面積の4分の1以下とすること。
	表示面の投影面積が2平方メートルを超えるもの	表示面の投影面積の20分の1以下とすること。
総表示面積	表示面の投影面積が2平方メートル以下のもの	0.1平方メートル以下とすること。

表示面の 投影面積 が2平方 メートル を超える もの	0.5平方メートル以下とすること。
--	-------------------

4 個別基準（条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等）

区分		第1種規制地 域	第2種規制地 域	第3種規制地 域	第4種規制地 域	第5種規制地 域
共通	1敷地当 たりの屋 外広告物 の総表示 面積	15平方メートル以下とす ること。		20平方メートル以下とすること。		
建築物 の壁面 に表示 し、又 は設置 するも の	総表示面 積	1壁面につき その壁面面積 （開口部を除 く。）の10 分の1以下 で、かつ、5 平方メートル （軒の高さが 7メートルを 超える建築物 にあつては、 10平方メー トル）以下と すること。	1壁面につき その壁面面積 （開口部を含 む。）の5分 の1以下で、 かつ、5平方 メートル（軒 の高さが7メ ートルを超え る建築物にあ つては、10 平方メート ル）以下とす ること。	1壁面につきその壁面面積 （開口部を除く。）の10 分の1以下とすること。		1壁面につき その壁面面積 （開口部を含 む。）の5分 の1以下とす ること。
	開口部へ	開口部には設置しないこと。				

	の設置					
	突出幅	壁面の端から突き出さないこと。				
建築物の壁面から突き出すもの	1 表示面積	3 平方メートル以下とすること。		—		
	地盤面からの高さ	軒の高さ以下で、かつ、7メートル以下とすること。	軒の高さ以下とすること。	軒の高さ以下0メートル以下とすること。ただし、下端の高さは2.5メートル以上とすること。	軒の高さ以下で、かつ、7メートル以下とすること。ただし、下端の高さは2.5メートル以上とすること。	軒の高さ以下とすること。
	突出幅	壁面から1メートル以下とし、かつ、道路等にはみ出さないこと。				
	表示個数	建築物等1棟につき1個とすること。	建築物等1棟につき1個とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し1個までとすること。			
建築物の屋上に表示し、又は設置するもの	1 表示面積	適用除外なし	屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下で、かつ、5平方メートル以下とすること。	適用除外なし		屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下とすること。
	地盤面からの高さ		軒の高さの3分の4以下と			軒の高さの3分の5（軒の

	の高さ		すること。			高さの3分の5の高さが地上から10メートルに満たない場合にあっては、地上から10メートル)以下とすること。
	突出幅		壁面から突き出さないこと。			壁面から突き出さないこと。
建築物から独立した屋外広告物等	1表示面積	3平方メートル以下とすること。		10平方メートル以下とすること。		
	総表示面積	1個当たりの総表示面積は、6平方メートル以下とすること。	—	15平方メートル以下とすること。	10平方メートル以下とすること。	—
	上端の高さ	建物の高さ以下で、かつ、7メートル以下とすること。	7メートル以下とすること。	10メートル以下とすること。	建物の高さ以下で、かつ、7メートル以下とすること。	10メートル以下とすること。
	表示個数	1敷地当たり1個までとすること。ただし、敷地が道路に2面以上	1敷地当たり3個までとすること。	1敷地当たり1個までとすること。ただし、敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個までとすること。		1敷地当たり3個までとすること。

		接している場合は、それぞれの面に対し、1個までとすること。			
--	--	-------------------------------	--	--	--

5 個別基準（条例第13条第1項第9号エに掲げる屋外広告物）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものとする。				

6 個別基準（条例第13条第1項第9号オに掲げる屋外広告物等）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1表示面積	3平方メートル以下とすること。				
上端の高さ	4メートル以下とすること。				

7 個別基準（条例第13条第1項第11号イに掲げる屋外広告物等）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1車両の1面の表示面積	10平方メートル以下とすること。				
1車両当たりの総表示面積	15平方メートル以下とすること。				

8 個別基準（条例第13条第2項第2号に掲げる屋外広告物等）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1表示面積	表示面の5分の1以下とすること。				
総表示面積	20平方メートル以下とすること。		40平方メートル以下とすること。		

9 個別基準（条例第13条第2項第3号に掲げる屋外広告物等）

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものとする。				

別表第4（第21条関係）

第1種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域において表示することのできる特定屋内広告物の基準

区分	第1種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
周辺環境との調和	周辺環境や建築物と調和すること。		
特定屋内広告物の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。		
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。		
表示面積の2分の1以上の部分の彩度	6以下とすること。	8以下とすること。	6以下とすること。
電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積	設置しないこと。	1平方メートル以下とし、高さは1.5メートル以下とすること。	
特定屋内広告物を照らす照明	(1) 照明の光源色には、白色系を用いないこと。 (2) 照明は、点滅させないこと。		
特定屋内広告物の種類	次の各号のいずれかの特定屋内広告物であること。 (1) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する特定屋内広告物 (2) 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の		

	住居、事業所又は作業場に表示する特定屋内広告物
総表示面積	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、1 壁面につきその開口部の面積の合計の5分の1以下とすること。

別表第5（第21条関係）

第2種規制地域及び第5種規制地域において表示する場合の特定屋内広告物の基準

区分	第2種規制地域	第5種規制地域
特定屋内広告物の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。	
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。	
表示面積の2分の1以上の部分の彩度	10以下とすること。	
電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積	1平方メートル以下とし、高さは1.5メートル以下とすること。	
特定屋内広告物を照らす照明	(1) 照明の光源色には、白色系を用いないこと。 (2) 照明は、点滅させないこと。	
総表示面積	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、1 壁面につきその開口部の面積の合計の5分の2以下とすること。	